

大阪市住之江区と株式会社商船三井及び株式会社MOL CAREERとの
パートナーシップ協定書

大阪市住之江区（以下「甲」という。）と株式会社商船三井（以下「乙」という。）及び株式会社MOL CAREER（以下「丙」という。）は、連携強化を図ることで大阪市住之江区内の地域活性化を推進するため、次のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙丙が包括的な連携のもと、活力ある地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）区内企業の雇用支援に関すること
- （2）子どもの教育支援や生涯学習に関すること
- （3）その他、甲乙丙の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

（禁止事項）

第3条 本協定の実施にあたって、甲乙丙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
- （2）政治活動又は宗教活動を伴う行為

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の1ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲乙丙は、すでに公知となっている情報を除き、本協定に関し、相手方より提供を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を、本協定の目的の範囲内でのみ使用し、当該相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、各種法令等に義務付けられた開示を実施する場合には、この限りではない。

2 甲乙丙は、本協定が終了した場合又は相手方より請求があった場合には、甲乙丙の内部管理上、保管を必要とするものを除き、相手方の指示に従い、秘密情報（その複製物を含

む。)を速やかに相手方に返還し又は自らの責任において破棄するものとする。

3 本条の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、有効に存続するものとする。

(協定の解除)

第6条 本協定の実施にあたって、甲乙丙は相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、第4条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

(1) 第3条に違反した場合

(2) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合

(3) その他住之江区長が解除が相当と認める場合

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲乙丙が協議して別に定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年3月26日

甲 大阪府大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

大阪市住之江区長

藤井 秀明

乙 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号

株式会社商船三井

ウェルビーイングライフ事業部 部長

梯 浩之

丙 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号

株式会社MOL CAREER

代表取締役社長

渡邊 健太

※協定書原本は、各当事者が自筆で署名しています。